

## アラブ首長国連邦における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	外資マジョリティ規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>外資規制があり、当国への事業投資に際し、出資マジョリティをとれない問題がある。</li> <li>フリーゾーン以外に現地法人を設立する場合、UAE 側企業が 51%以上(石油・ガス等のエネルギー関連は 60%以上)参加していることが必要。また、駐在員事務所を設置する場合でも、UAE 国民若しくは UAE 企業のスポンサーが必要となる。現在外資 100%での現地法人の設立を可能にすべく、法整備中。</li> <li>事務所開設許認可、ライセンス更新、駐在員のビザ取得にはアブダビ現地有力者の身元保証が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制撤廃を望む。</li> <li>中東湾岸他地域では同じようなスポンサー制度が過去からあるが、一部地域・国では撤廃の動きがある。アブダビでも身元保証のスポンサー制度廃止を望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAE 会社法 22 条</li> <li>Ministerial Decision 1989 (No.71)</li> </ul>
	日機輸			<p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地法人設立の場合、外国資本の出資比率は最大 49%に制限。ただし、フリーゾーンでは外国資本 100%の企業設立も可能。UAE の国民が 51%以上出資することが設立の原則条件だが、以下の場合は例外。 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国企業の支店または駐在員事務所の場合 (ただし、UAE 国民または 100%UAE 資本の法人による「サービス代理人」(Service Agent。一般的に「スポンサー」と呼ぶ)が必要。石油関連企業はスポンサーなしでの事務所設置が可能な場合もある。)</li> <li>専門的職種の個人事業体(医療サービス、法律コンサルタント等)(スポンサーは必要。)</li> <li>フリーゾーンの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>100%UAE 資本による所有が法律により義務づけられている場合</li> <li>100%GCC 資本による所有が認められている事業分野の場合</li> <li>100%GCC 資本の会社が UAE 国民とパートナーシップを結ぶ場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
	日機輸	(2)	外国資本規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAE 政府は、2017 年 10 月 28 日付けより、特定の会社及び業種に関し、会社法で規定されていた国内で 51%現地資本要件の免除を認める法改正を施行。今後、閣僚評議会の権限で免除対象となる業種や企業を選定され、外国資本による 51%～100%所有することが可能となった。</li> <li>閣僚評議会による政令制定(具体的な内容)や今後のスケジュールに関しては明らかになっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAE 閣僚評議会や当局による外資規制緩和の政令規定につき、具体的な内容や今後のスケジュールをタイムリーに提供して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正は 2017 年法律第 18 号に基づく政令 (Decree)として公表</li> </ul>
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	原産地証明の必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003 年 1 月 1 日より GCC(湾岸協力会議)諸国(UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの 6 カ国)の産業保護育成のため、政府の発行する原産地証明が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の撤廃ないし手続きの簡素化。</li> </ul>	
	時計協			(2)	税関での水際取締にかかると問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAE は中近東におけるハブ港である。税関検査は、UAE 国内貨物のみしか行なわれない。</li> </ul>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14 税制	日機輸	(1)	VAT 賦課の可能性	・VAT 賦課が開始される可能性があるという情報が入っている。VAT が課されればドバイストックヤードから UAE 国内に出荷する貨物、業者委託費用等に税金が課されることになり、大きな負担となる。	・VAT 賦課に関する動きを注視のうえ、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。	
	日機輸	(2)	免税(関税)の許認可取得リスク	・国営企業との契約において、免税の是非を決定する経済省 (Ministry of Economy) の許認可取得リスクを入札者側が負っている。	・国営企業側が許認可取得リスクを負うことを望む。	
16 雇用	日機輸	(1)	現地人雇用義務	・給与等処遇水準の高い当国民の民間企業における雇用義務に起因する採算面および運営面での問題がある。	・義務撤廃。 ・給与格差補填。 ・高等教育拡充等を望む。	・Ministerial Decision 2005 (No.41, 42, 43)
	日機輸	(2)	就労ビザ取得時の素行善良証明書提出義務	・2018年2月4日から UAE VISA 取得のために提出が義務となった。同書類(警察庁発行)の入手には2ヶ月以上を要し、業務に支障をきたす可能性がある。	・撤廃または手続きの簡略化を望む。	
	日機輸			・2018年2月以降の就労ビザの申請には「素行善良証明書」の取得が必要。これは過去5年間に遡り、居住国の警察証明を取得の上、当該国の UAE 大使館での認証が必要。ただ現居住者で無いものには警察証明を発行しない国、また UAE 大使館が存在しない国もある事から、こうした国に居住した経験のあるものには、取得が不可能。	・「素行善良証明書」の取得には、パスポートを保有する母国の警察証明のみとするよう、改善を望む。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	模倣品処理費用の負担	・偽造品、模造品の撲滅に向けた取組みを行っているが、没収した偽造品の保管、輸送、破棄費用が負担となっている。	・知的財産権の執行法令の強化。 ・税関取締り強化。 ・偽造品輸入差止手続の導入、簡素化。 ・正規輸入者に対する没収偽造品の関連費用負担の軽減。	・ACTA-模倣品・海賊版拡散防止条約(2010.10)
	時計協 時計協	(2)	商標権取得にかかる費用全般の問題点	・UAE の商標オフィシャルフィーが 2015 年 5 月より大幅値上げされ、登録料 US\$2,720、更新料 US\$2,720 となったが、他国と比較し高すぎる。 ・UAE の領事館認証費用(委任状認証1件当り12万円)が他国の同費用に比較し格段に高すぎる。	・商標オフィシャルフィーの引き下げを望む。 ・領事館認証費用の引き下げ。	
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	公布時期、内容が不明確な危険物質規則	・UAE RoHS について: ー本規則は、2017年4月28日に官報が公布され(アラビア語画像ファイル)、対象物質と閾値は、EU をはじめとする各国の RoHS と同様である。最初の制限開始日は、医療機器および監視・制御機器以外の電気電子機器中の6物質の制限について、2018年1月1日である。EU RoHS の整合規格である EN 50581 (国際規格 IEC 63000 と同じ) が、適合のための参照規格として規則に記載されている。従って法文上、要求事項は、EU RoHS 及び各国の RoHS 類似法と同様と考えられるにもかかわらず、認証機関による認証登録が要求され、ガイドラインにおいて、リスクアセスメント書類および試験報告書の提出が求められている。 ー運用を管轄する当局は、ESMA (Emirates Authority For Standardization and Metrology) である。しかしながら当局も認証機関も、法律をあまりよく理解しておらず、質問がたらいまわしになるケースも多い。また、申請書が差し戻される場合にも、差し戻しの理由が明示されない。	・国際的な運用と整合させていただきたい(できれば EU のような自己宣言が望ましいが、どうしても登録を要求するのであれば、試験報告書のみを適合のエビデンスとするのではなく、他のエビデンスも受け入れてほしい) ・運用を明確にさせていただきたい。申請差し戻しの際には、理由を具体的に明示いただきたい。 ・あまりに高額な認証費用は見直していただきたい。	・G/TBT/N/ARE/265 <a href="https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/ARE/15_3008_00_e.pdf">https://members.wto.org/crnattachments/2015/TBT/ARE/15_3008_00_e.pdf</a> ・Cabinet Resolution No. 10, 2017 ・規則原文: Issue No. 614・ガイドライン

※經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>ー登録費用が非常に高いうえ、年1度の更新が要求される。(申請時にも登録時にも費用が発生する上、申請を差し戻された場合には、また1から申請費用を支払って登録をやり直し)</p> <p>ー日米欧の産業界は、①国際規格への整合および②運用開始の延期を求めたが、(WTO/TBT マルチ会合など)改善は見られなかった。</p>			
	日機輸	(2)	規制対応手続き	<p>・UAEは欧州 RoHS 指令にならない国内法を導入しているが、共に製品の第三者認証を要求している。</p> <p>欧州 RoHS は EN50581(IEC63000)に基づき、サプライチェーンでの適合宣言を持って順法を証明する手順が確立されており、企業はそれに従い自社の管理システムを構築している。</p> <p>それにもかかわらず、第三者認証を要求することは法律の性質上順守を証明するものでないだけでなく、製品投入における遅延、コスト増などを招くことにつながる。</p>	国際規格に従った適合性評価を受け入れるよう望む。	UAE 2017-10	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸 日機輸	(1)	許認可取得リスクの負担	<p>・国営企業との契約において、免税の是非を決定する経済省 (Ministry of Economy) の許認可取得リスクを入札者側が負っている。</p> <p>・国営企業 TRANSCO との契約において税制を含む法令変更リスクを契約者側が負う契約形態を強いられている。</p>	<p>・国営企業側が許認可取得リスクを負うことを望む。</p> <p>・国営企業側が税制を含む法令変更リスクを負うことを望む。</p>	
	日機輸	(2)	コントラクター・ライセンス制度の下での事業継承とライセンス取得の困難	<p>・当地 DED による Contractor Classification は、日本商社の業容にはそぐわず Contractor license の取得が困難。商社を Contractor として認め得るような登録カテゴリーそのものが無い。</p>	License や Classification の問題に縛られずに日本商社が MAIN CONTRACTOR として Work できる様な規制の運用を望む。		
	日機輸	(3)	CICPA の運用改善	<p>・アブダビ内の発電所に立ち入るためには CICPA からのパス発行が必要になるが、発行までに非常に時間がかかる。(ミッションビザでの入国後 3-4 営業日)</p>	発行期間の短縮を望む。		